**登山道等修復活動事業補助金交付要綱**

（目的）

第１条　愛媛県自然保護協会は、別表に定める自然公園等における登山道等の修復活動を行う事業者（以下「事業者」という。）が行う自然環境に配慮した登山道等の修復活動事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で登山道等修復活動事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、自然公園等の利用者の安全性と利便性の向上を図る。

（補助対象経費等）

第２条　補助金の交付の対象となる経費は、事業者が行う事業に要する経費のうち、別表に定める経費とする。

　２　補助金の額は、１件あたり50,000円を限度とする。

　３　第３条に規定する事業実施計画書を提出済の事業については、補助金の交付決定の日までに着手している事業であっても、その事業実施に合理的理由があると愛媛県自然保護協会会長（以下「会長」という。）が特に認めるものについては、補助対象とすることができる。

（補助金の交付申請）

第３条　事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

　（１）事業実施計画書（様式第２号）

　（２）事業予定地の現況写真

　（３）位置図等の図面

（補助金の交付決定）

第４条　会長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第５条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第３号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

　（１）補助事業の大幅な内容の変更（事業の根幹を成す工法の変更等）

　（２）事業費の30パーセントを超える変更

（補助事業の中止及び廃止）

第６条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第７条　補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

　（１）事業の実績（様式第６号）

　（２）事業の実施状況を示す写真

　（３）支出証拠書類

（補助金額の確定）

第８条　会長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第７号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条　会長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

附　則

　この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

別　表

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象地域 | 愛媛県内における国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域の区域内 |
| 補助対象事業 | 補助対象地域における土地所有者の承諾を得た修復の必要のある登山道等の修復活動事業（単なる草刈りや倒木の除去のみは除くほか、自然環境や生態系の改変のおそれのある事業は除く） |
| 補助対象事業者 | 事業予定地の自然環境に知見を有し、補助対象事業を担い得る団体又は企業 |
| 補助対象経費 | １　需用費　（１）原材料費修復に必要な原材料の購入経費（２）消耗品費　修復作業に要する用具（消費税及び地方消費税相当額を除く取得価格が1品10,000円以下のもの）の購入経費（３）燃料費　機械器具に要する燃料の購入経費２　使用料及び賃借料機械器具の借上料、運搬車の借上料等３　旅費　作業に従事する者の交通費※自動車の場合は、走行距離に応じたガソリン代（1ｋｍあたり15円）４　外注費　　　事業の実施のために最低限必要な外注経費５　その他　　　事業実施にあたり、会長が必要と認めた経費 |